

JASSO 給付奨学金の適格認定基準について

○適格認定（家計）

マイナンバーを利用した所得・扶養状況の確認と資産の申告に基づき、当年度の 10 月から支援区分が更新されます。確認の結果、奨学金の支給停止や支給額が変わることがあります。

○適格認定（学業）

毎年度末に、学業成績に基づく適格認定が実施されます。適格認定（学業）の結果に基づき、翌年度 4 月以降の給付奨学金は「継続」「警告」「停止」「廃止」のいずれかに認定されます。また、退学などの懲戒処分を受けた場合又は学業成績が著しく不良で災害・傷病・その他やむを得ない事由がない場合、奨学金の返還が必要になることがあります。

<適格認定（学業）における廃止・警告の基準>

廃止（支援の打ち切り）	停止（支援の停止）	警 告
(1) 退学・停学の処分を受けた場合 (2) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合 (3) 修得単位数が標準の 6 割以下の場合 (4) 出席率が 6 割以下など学修意欲が著しく低いと認められる場合 (5) 連続して「警告」に該当した場合（停止の区分に該当する場合を除く）	(1) 「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当した場合 (2 回目の警告が「平均成績が下位 4 分の 1」のみに該当する場合に限る。ただし、連続して 3 回該当する場合は除く）	(1) 修得単位数が標準の 7 割以下の場合 (2) 平均成績（※）が下位 4 分の 1 の場合 (3) 出席率が 8 割以下など学修意欲が低いと認められる場合

※ 優上・優・良・可の各評価の取得単位数に基づき、次の計算式により算出した評価点を使用します。

$$\text{評価点} = \frac{(4.3 \times \text{優上の取得単位数}) + (4.0 \times \text{優の取得単位数}) + (3.0 \times \text{良の取得単位数}) + (2.0 \times \text{可の取得単位数})}{\text{各評価（優上・優・良・可）の取得単位数の合計}}$$

* 前期課程においては各科類の各学年毎に判定します。

2 年生は原則として後期課程開講の持ち出し専門科目の単位数も含め、2 年生で取得した単位数で計算します。

ただし、個別の事情や履修科目の特性により上記の計算方法によることが適当でない場合は、前期課程開講科目における取得単位数で算出した評価点により判定します。

* 後期課程においても学部または学科の各学年毎に判定します。

医学部医学科では取得単位数を科目数に読み替えて計算します。

* 合否科目は算入しません。

廃止（支援の打ち切り）

- (1) 退学・停学の処分を受けた場合
東京大学学生懲戒処分規程により処分（退学または3か月以上の停学）を受けたとき
- (2) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合
学部前期課程 ・ 1年次で自主留年した場合
・ 3年次へ進級できなかった場合（降年・内定辞退・留年） など
学部後期課程 ・ 3年次から4年次への進級要件がある場合は進級できず留年した場合
・ 所属学部・学科において、ある時期までに必修科目を履修できず修業年限内の卒業が不可能であることが自明な場合
・ 4年次で卒業単位不足により留年した場合 など
- (3) 修得単位数が標準の6割以下の場合
1年次：所属する科類の修了に必要な単位数の30%以下の場合（小数点以下、切り上げ）
2年次：前期課程を修了できない場合は（2）により廃止（前期課程修了者は自動的に満たす）
3年次：所属する学部・学科の卒業に必要な単位数の30%以下の場合（小数点以下、切り上げ）
4年次：後期課程を卒業できない場合は（2）により廃止（後期課程卒業者は自動的に満たす）
- (4) 出席率が6割以下など学習意欲が著しく低いと認められる場合
所属学部・学科が開講する必修科目のうち毎回出席を確認する科目について、出席率が6割以下等、学習意欲が著しく低いと判断できる場合 など
- (5) 連続して「警告」に該当した場合
2年連続して「警告」の区分に該当した場合（停止の区分に該当する場合を除く）

警 告

- (1) 修得単位数が標準の7割以下の場合
1年次：所属する科類の修了に必要な単位数の35%以下の場合（小数点以下、切り上げ）
2年次：前期課程を修了できない場合は、上記「廃止（2）」により廃止（前期課程修了者は自動的に満たす）
3年次：所属する学部・学科の卒業に必要な単位の35%以下の場合（小数点以下、切り上げ）
4年次：後期課程を卒業できない場合は、上記「廃止（2）」により廃止（後期課程卒業者は自動的に満たす）
- (2) 平均成績が下位4分の1の場合
前ページの計算式により算出した「評価点」により下位4分の1の範囲に属する場合
- (3) 出席率が8割以下など学習意欲が低いと認められる場合
所属学部・学科が開講する必修科目のうち毎回出席を確認する科目について、出席率が8割以下等、学習意欲が低いと判断できる場合 など

※ただし、傷病等のやむを得ない事情などがあった場合、「廃止」や「警告」にならない場合があります。

○やむを得ない事情とは

本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）、災害や感染症の感染拡大等による授業・試験への出席困難等、学業不振となった理由がやむを得ない事情によるものであった場合 など

○やむを得ない事情の確認方法

やむを得ない事情に該当するか否かは、罹災証明・診断書等の第三者（病院の入院証明、民生委員の所見等を含む。）の証明書類及び面談等が必要です。（やむを得ない事情が卒業延期になった起因となっていることが必要）

経済的理由による学生本人のアルバイト過多は、それが学費・生活費のためであったとしても「やむを得ない事情」に含まれません。

本部奨学厚生課奨学チーム

※本件に関する問い合わせがある場合は、前期課程学生ならびに教養学部後期課程学生は教養学部学生支援課奨学資金チームまで、それ以外の方は本部奨学厚生課奨学チームまでご連絡ください。